

周防大島町告示第4号

令和6年第1回周防大島町議会臨時会を次のとおり招集する

令和6年1月18日

周防大島町長 藤本 浄孝

1 期 日 令和6年1月25日

2 場 所 大島庁舎議場

○開会日に応招した議員

山中 正樹君

栄本 忠嗣君

白鳥 法子君

竹田 茂伸君

山根 耕治君

岡崎 裕一君

田中 豊文君

新田 健介君

吉村 忍君

久保 雅己君

小田 貞利君

尾元 武君

荒川 政義君

○応招しなかった議員

令和6年 第1回(臨時)周防大島町議会 会議録(第1日)

令和6年1月25日(木曜日)

議事日程(第1号)

令和6年1月25日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 提案理由の説明
日程第4 議案第1号 令和5年度周防大島町一般会計補正予算(第8号)(質疑・討論・採決)
日程第5 議案第2号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について(質疑・討論・採決)
追加日程第1 議長辞職の件
追加日程第2 議長の選挙
追加日程第3 議席の一部変更
追加日程第4 議会運営委員の辞任の件
追加日程第5 議会運営委員会補欠委員の選任について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 提案理由の説明
日程第4 議案第1号 令和5年度周防大島町一般会計補正予算(第8号)(質疑・討論・採決)
日程第5 議案第2号 周防大島町手数料徴収条例の一部改正について(質疑・討論・採決)
追加日程第1 議長辞職の件
追加日程第2 議長の選挙
追加日程第3 議席の一部変更
追加日程第4 議会運営委員の辞任の件
追加日程第5 議会運営委員会補欠委員の選任について

出席議員(13名)

1番	山中	正樹君	2番	栄本	忠嗣君
3番	白鳥	法子君	4番	竹田	茂伸君
5番	山根	耕治君	6番	岡崎	裕一君
8番	田中	豊文君	9番	新田	健介君
10番	吉村	忍君	11番	久保	雅己君
12番	小田	貞利君	13番	尾元	武君
14番	荒川	政義君			

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長	大川	博君	議事課長	池永祐美子君
書記	浜元	信之君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	藤本	浄孝君	副町長	岡村	春雄君
教育長	星野	朋啓君	病院事業管理者	石原	得博君
産業建設環境部長	瀬川	洋介君	健康福祉部長	重富	孝雄君
上下水道部長	山本	正和君	統括総合支所長	岡本	義雄君
会計管理者兼会計課長				江本	達志君
教育次長	木谷	学君	病院事業局総務部長	山中	茂雄君
総務課長	梅木	義弘君	財務課長	岡原	伸二君
商工観光課長	藤本	倫夫君			

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから令和6年第1回周防大島町議会臨時会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番、山中正樹議員、2番、栄本忠嗣議員を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、先ほど開催されました議会運営委員会において協議の結果、本日1日限りとしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決定しました。

日程第3. 提案理由の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第3、提案理由の説明に入ります。

提出議案について、町長より説明を求めます。藤本町長。

○町長（藤本 浄孝君） 提案理由の説明に先立ちまして申し上げます。

年の初め、令和6年1月1日に発生いたしました令和6年能登半島地震で犠牲となられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。

本町におきましても一日も早い復興・復旧を願い義援金の呼びかけ、そしてまた町営住宅の提供等、支援に向けて取り組んでまいります。皆様の御協力をよろしく願いたします。

それでは、改めまして、おはようございます。

本日は、補正予算に関するもの及び条例の一部改正について御審議をいただくため、令和6年第1回周防大島町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、御多忙の折にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼申し上げます。

それでは、提案理由の御説明を申し上げます。

本日提案しております案件は、補正予算に関するもの1件、条例の一部改正について1件のあわせて2件であります。

議案第1号は、令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）であります。

今回の補正は、町内の乗合バスを運行している防長交通株式会社に対する生活交通路線維持負担金の確定に伴う追加補正及び令和5年12月定例会において御議決をいただきました教材費等支援補助金の拡充に伴う経費として、既定の予算に241万2,000円を追加し、予算の総額

を166億1,318万6,000円とするものでございます。

議案第2号は、周防大島町手数料徴収条例の一部改正については、令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布されたことに伴う、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令が令和5年12月6日に公布され、令和6年3月1日に施行されることとなったことから、周防大島町手数料徴収条例の一部を改正しようとするものであります。

以上、議案の概要につきまして御説明申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参加が御説明いたしますので、何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますよう、よろしくお願いたします。

○議長（荒川 政義君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

日程第4. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第4、議案第1号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

補足説明を求めます。岡原財務課長。

○財務課長（岡原 伸二君） 議案第1号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）につきまして、補足説明をいたします。

それでは、補正予算書の1ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、241万2,000円を追加し、予算の総額を166億1,318万6,000円とするとともに、第2条において地方債の補正を行うものでございます。

その概要につきましては、事項別明細書により御説明をいたします。

11ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。

15款県支出金2項県補助金5目商工費県補助金は、生活バス路線対策事業補助金の確定による153万2,000円の追加計上でございます。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、38万円を取り崩し、今回の補正予算にかかる財源調整を行うものでございます。

21款1項町債3目過疎対策事業債は、町内の乗合バスを運行している防長交通株式会社に対する生活交通路線維持負担金の確定に伴う事業費の財源調整として、大島本線バス運行補助事業に50万円を追加計上いたしております。

次に歳出について御説明いたします。

12ページをお願いいたします。

6款1項商工費2目商工業振興費のバス交通対策事業は、町内の乗合バスを運行している防長交通株式会社に対する生活交通路線維持負担金の確定に伴い、205万3,000円を追加計上いたしております。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費の学校教育一般経費（新型コロナウイルス対策）は、先の12月追加補正で計上いたしました教材費等支援補助金につきまして、町外の小中学校に就学する児童・生徒の保護者も本事業の補助の対象とするため、35万9,000円を追加計上いたしております。

続きまして、5ページにお戻りいただきたいと思っております。

5ページは、地方債補正についてでございます。過疎対策事業債の補正に伴う限度額の変更を行うものでございます。

以上が、議案第1号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決を賜りますようお願い申し上げます、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第1号、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 1点だけお聞きしますが、今回、バス交通対策補助金の確定ということで、これで全体額が決まったということだと思いますが、今回この補正が200万円追加になって確定したというこの確定方法というのも簡単で結構なんで、何がどう変わってこの金額が出てきたのかというところを補足して説明していただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 藤本商工観光課長。

○商工観光課長（藤本 倫夫君） ただいまの田中議員の御質問でございますが、この205万3,000円の算出の根拠というか不足額が生じたことが分かったということでございますが、簡単に申し上げますと予算額に対して実際の欠損額が上回って防長交通株式会社へ補助する負担額が足りなくなったということでございます。当初予算を計上するときの参考にいたします数字、これは防長交通株式会社に運行計画を立てていただいて試算をしておるんですが、当初予算編成時、これは大体11月頃に計上いたしますが、バス事業年度、決算の関係からその直近の数字をなかなか掴むことができませんので、1年前の数字を参考に運行計画を立てて補助金を計上いたしております。特にこの最近でありましたら人口減少や高齢化、また高齢ドライバーの増加による利用者の減少、それから燃油の高騰や部品・部材の高騰などもございまして必要経費が増加し

ている傾向にございます。

バス事業年度と決算の関係からそうなるんですが、9月に事業が終わりまして決算が11月に出てまいります。12月に国、それから運輸局、運輸省へバス事業者が報告をし、審査、ヒアリングを受けて、その後年明けに決算が出てまいりますので、実際には当該年度の補助金というのは今の予算の関係から申しますと約2年前の運行実績を基に算出された計算になりますので、なかなか見込めない事情等があるときには不足額が多く発生するというところで、今回この200万円の補正をさせていただいたということになります。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかにありませんか。山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 教材費について質問させてください。

先ほどの御説明で、町外の小中学校に通う児童・生徒への教材費の補助ということで御説明がございました。この小中学校というものにフリースクールは含まれておりますでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） 山根議員の質問でございますが、フリースクールへ通学する児童・生徒への支援ということですが、在籍する学校へ教材費等の校納金を納める方が対象ということになります。フリースクールに通われる方については在籍校があるわけで、その就学する現在の学校というところで今考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 確認ですけれども、在籍校というのは周防大島町内の籍がある学校に対して補助を行うと、そういう理解でよろしいですか。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育次長。

○教育次長（木谷 学君） そのとおりでございます。

○議長（荒川 政義君） 山根議員。

○議員（5番 山根 耕治君） 分かりました。しっかりと保護者の方の手に渡るように、よろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第1号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これより起立による採決を行います。議案第1号令和5年度周防大島町一般会計補正予算（第8号）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、議案第2号周防大島町手数料徴収条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第2号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について、補足説明をいたします。

令和元年5月31日に戸籍法の一部を改正する法律が公布されたことに伴う、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令の一部を改正する省令が令和5年12月1日に閣議決定され、同6日に公布され、令和6年3月1日に施行されることとなりました。

当該一部改正政令及び省令に準拠するよう、周防大島町手数料徴収条例の一部を改正し、あわせて字句の加除並びに別表中の項番号の繰り下げを行おうとするものでございます。

それでは、新旧対照表の改正後（案）により改正の概要を説明いたします。

別表第1項は、戸籍謄本（全部事項証明）や戸籍抄本（個人事項証明）等の交付手数料について定めていますが、ここに、本籍地以外での戸籍謄本の交付（広域交付）が可能となるように、関連する戸籍法の条項（第120条の2第1項）を追記するものでございます。

別表第3項は、新たに戸籍電子証明書提供用識別符号の発行にかかる手数料を1件400円と定めるものでございます。

別表第4項は、除籍謄本や除籍抄本等の交付手数料について定めていますが、ここに、本籍地以外での除籍謄本の交付が可能となるように、関連する戸籍法の条項（第120条の2第1項）を追記するものです。

別表第6項は、新たに除籍電子証明書提供用識別符号の発行にかかる手数料を1件700円と定めるものです。

別表第7項は、届出若しくは申請の受理の証明書交付等の手数料について定めていますが、ここに電子化された届書等情報の内容の証明書の交付事務を追加するため、関連する戸籍法の条項（第120条の6第1項）を追記するものでございます。

別表第8項は、届書その他市町村長の受理した書類を閲覧に供する事務の手数料について定めていますが、ここに電子化された届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務を追加するため、関連する戸籍法の条項（第120条の6第1項）を追記するものでございます。

なお、今般の改正による、別表中の項番号の繰り下げ、並びに本町手数料徴収事務に関連する各種法令の法律番号の追記と削除もあわせて行っております。

以上が、周防大島町手数料徴収条例の一部改正の概要となります。

何とぞ、慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第2号、質疑はございませんか。白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） 流れについて確認させていただきたいんですけども、今回の改正というのは、今までは戸籍謄本や除籍謄本は本籍地の自治体でしか交付ができなかったというのが、電子化も含めた何かの手法で最寄りの自治体の窓口でも申請できるようになるということのかなと理解しているんですけど、それで間違いがないのかということと、新規に追加されている手続に手数料が定められているということかと思うんですけども、実際に具体的にどのような事務の流れになるかが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの白鳥議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目、電子化されたものというところの質問でございますが、現在、戸籍につきましては基本的には電子化されております。ただ、まだ一部、原戸籍という電子化されていない戸籍もありますので、今回の広域交付の対象になります戸籍等の証明書というのは電子化されたもののみになります。

それから、2点目、新規に規定しましたものにつきましては、要は戸籍電子証明書提供用識別符号の発行にかかる手数料ということでございまして、これはまだ具体的にどういう番号になるかというのは総務省から提示はされておられませんけれども、今後、戸籍の申請であるとかパスポートの申請であるとかといったときに、添付しなければならない戸籍の証明書、こういったものの添付を省略する代わりにこの戸籍電子証明書提供用識別符号を使うことによって添付が省略できるという制度がはじまりますので、その際の戸籍電子証明書提供用識別符号を発行するための手数料ということで今回新たに追加されたものでございます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 白鳥議員。

○議員（3番 白鳥 法子君） ありがとうございます。例えばパスポートを申請するときなどに必要であった戸籍を、住民の方が取る手数料よりもこの戸籍電子証明書提供用識別符号を発行し

てもらおう手数料のほうが安くて住民にとっては負担が少なくなるのか、それとも同じ金額なのか、その辺が分からなかったので教えていただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの御質問でございますが、戸籍、例えば抄本を1通発行しようとするれば450円必要になりますが、戸籍電子証明書提供用識別符号の発行では400円ということで若干安くなっておりますので、戸籍電子証明書提供用識別符号を発行するほうが安いということになります。

除籍のほうも同様に戸籍電子証明書提供用識別符号を発行するほうが安くなるということでございます。

○議長（荒川 政義君） よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 令和6年3月1日施行となっておりますが、政令のほうは令和6年4月1日施行ということで、この辺の整合というのはどうなるのかを教えてください。

それと、今の戸籍電子証明書提供用識別符号の発行というのは、これは手数料が令和6年3月1日施行ですから令和6年3月1日から周防大島町役場でも発行ができるということでよろしいのか。以上2点、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの田中議員の御質問で、政令が令和6年4月1日施行という、総務省令全体の施行日令和6年4月1日となっておりますが、このたびの広域交付、ここに関する改正文は令和6年3月1日施行ということになっておりますので、広域交付が3月からスタートするというので、このたびは令和6年3月1日施行の条例改正ということで上程をさせていただきます。

戸籍電子証明書提供用識別符号の発行は、先ほども申し上げましたけれども、総務省から具体的にどういった形態の符号になるというものは示されておられませんけれども、施行日までには示されると連絡が来ておりますので、基本的には令和6年3月1日以降は戸籍電子証明書提供用識別符号の発行もできるようになると認識はしておりますけれども、国のほうが遅ければ、発行自体は遅れる可能性はありますが、原則令和6年3月1日からはできるようにはしておかないといけないということでございましたので、今回の改正にあわせて上程をさせていただきます。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（8番 田中 豊文君） 令和6年3月1日からの施行で証明書が発行できるということになれば、非常に便利なシステムだと思いますので住民の方への広報はどのようにされ、どういふふう周知されるのかというところを御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 梅木総務課長。

○総務課長（梅木 義弘君） ただいまの御質問で住民への広報についてでございますが、広域交付につきましては令和6年2月広報でお知らせできたらと考えております。戸籍電子証明書提供用識別符号に関しては、まだ具体的なものが国から示されておられませんので、いつの時点で正式なものとしてお知らせできるかは、この場でお答えすることはできない状況ですけれども、分かり次第、何らかの方法で住民の皆様にご案内できるような努めたいと考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これより討論を行います。議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号周防大島町手数料徴収条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。これより議会運営委員会を招集いたします。

午前10時00分休憩

.....

午前10時06分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉村議会運営委員会委員長より報告があります。吉村議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（吉村 忍君） 先ほど、荒川議長より、久保副議長に議長の辞職願が提出されました。

この件につきまして、議会運営委員会を開催し、協議の結果、追加日程で対応することとなりましたので、御報告を申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 久保副議長、議長席に登壇をお願いいたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（久保 雅己君） それでは、会議を再開します。

荒川議長から議長の辞職願が提出され、席を外されました。したがって、地方自治法第106条の規定に基づき、議長に事故ありとみなし、小職が議長の職を務めさせていただきます。

追加日程第1. 議長辞職の件

○副議長（久保 雅己君） お諮りします。議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

追加議事日程を配付します。

〔追加議事日程配付〕

○副議長（久保 雅己君） 追加日程第1、議長辞職の件を議題とします。

職員に辞職願を朗読させます。

○事務局長（大川 博君） それでは、辞職願を朗読させていただきます。

令和6年1月25日、周防大島町議会副議長久保雅己様、周防大島町議会議長荒川政義。

辞職願、このたび一身上の都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○副議長（久保 雅己君） お諮りします。荒川議長の議長辞職を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、荒川議員の議長辞職を許可することに決定いたしました。

荒川議員に入場していただきます。

〔14番 荒川 政義君 入場〕

○副議長（久保 雅己君） 荒川議員に申し上げます。

先ほど提出された議長の辞職願は許可されました。

追加日程第2. 議長の選挙

○副議長（久保 雅己君） お諮りします。ただいま議長が欠けましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として直ちに選挙を行うことに決定しました。

追加議事日程を配付します。

[追加議事日程配付]

○副議長（久保 雅己君） 追加日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法については、地方自治法第118条第1項の規定により投票で行います。
議場の出入口を閉鎖してください。

[議場閉鎖]

○副議長（久保 雅己君） ただいまの出席議員は13名です。

会議規則第32条第2項の規定により、立会人に1番、山中正樹議員、2番、栄本忠嗣議員を指名します。

投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○副議長（久保 雅己君） 念のために申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙には被選挙人の氏名を記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（久保 雅己君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○副議長（久保 雅己君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票を願います。

○事務局長（大川 博君） 座ったままで、失礼いたします。

[事務局長点呼・議員投票]

.....

1番	山中 正樹議員	2番	栄本 忠嗣議員
3番	白鳥 法子議員	4番	竹田 茂伸議員
5番	山根 耕治議員	6番	岡崎 裕一議員
8番	田中 豊文議員	9番	新田 健介議員
10番	吉村 忍議員	11番	尾元 武議員
12番	小田 貞利議員	14番	荒川 政義議員
13番	久保 雅己議員		

.....

○副議長（久保 雅己君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（久保 雅己君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

開票を行いますので、山中議員、栄本議員は開票の立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（久保 雅己君） 議長選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票です。有効投票のうち、小田議員13票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって、小田議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（久保 雅己君） 小田議員が議場におられますので、本席から会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をします。

小田議員、当選の承諾及び御挨拶をお願いしたいと思います。

○議員（12番 小田 貞利君） ただいま議長に選任されました小田貞利です。周防大島町合併20年を迎える節目の年に選任され、大変身の引き締まる思いであります。

また、皆様全員賛成ということを重ね受け止めまして、これから誠心誠意努めてまいりたいと思います。議員各位におかれましては、今後ますます御指導、御鞭撻をいただきますようお願いいたしまして、簡単ですが就任の御挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願います。

（拍手）

○副議長（久保 雅己君） それでは、小田議長、議長席に登壇をお願いいたします。

〔副議長退席、議長着席〕

追加日程第3. 議席の一部変更

○議長（小田 貞利君） ただいま議長の新旧交代がありました。慣例に基づき、議長の議席は末尾になるよう議席の一部変更を行いたいと思います。

お諮りします。この件を直ちに日程に追加し、追加日程第3とし、議席の一部変更を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 異議なしと認めます。よって、議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3とし、直ちにこれを行うことに決定しました。

それでは、追加議事日程を配付します。

〔追加議事日程配付〕

○議長（小田 貞利君） 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

議長の新旧交代に伴い、会議規則第4条第3項の規定に基づき議席の一部を変更します。荒川議員の議席を12番に、私、小田の議席を14番にそれぞれ変更します。

ここで暫時休憩します。

午前10時26分休憩

.....

午前10時28分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま変更した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりです。

暫時休憩します。これより議会運営委員会を招集します。

午前10時29分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

吉村議会運営委員会委員長より報告があります。吉村議会運営委員会委員長。

○議会運営委員会委員長（吉村 忍君） 先ほど、小田議長より議会運営委員会委員を辞任したいとの申出がありました。この件につきまして、議会運営委員会を開催し、協議の結果、追加日程で対応することとなりましたので御報告を申し上げます。

----- . ----- . -----

追加日程第4. 議会運営委員の辞任の件

○議長（小田 貞利君） ただいまの吉村議会運営委員会委員長の報告のとおりであります。

お諮りします。議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員の辞任の件を日程に追加し、追加日程第4とし、直ちに議題とすることに決定しました。

それでは追加議事日程を配付します。

〔追加議事日程配付〕

○議長（小田 貞利君） 久保副議長、議長席に登壇願います。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（久保 雅己君） それでは、会議を再開します。

先ほどの報告のとおり、小田議長から議会運営委員会委員を辞任したいとの申出があり、ただ

いま席を外されました。したがいまして、地方自治法第106条の規定に基づき、議長に事故ありとみなし、小職が議長の職を務めさせていただきます。

追加日程第4、議会運営委員の辞任の件を議題とします。

お諮りします。小田議長の議会運営委員会委員の辞任を許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（久保 雅己君） 異議なしと認めます。よって、小田議長の議会運営委員の辞任を許可することに決定しました。

小田議長に入場していただきます。

〔議長 小田 貞利君 入場〕

○副議長（久保 雅己君） 小田議長に申し上げます。先ほど提出された議会運営委員の辞任届は許可されました。それでは、小田議長、議長席に登壇願います。

〔副議長退席、議長着席〕

追加日程第5. 議会運営委員会補欠委員の選任について

○議長（小田 貞利君） それでは、会議を再開します。

お諮りします。ただいま議会運営委員会の委員が1名欠員となりました。よって、議会運営委員会の補欠委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として、直ちに議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会補欠委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として直ちに議題とすることに決定しました。

それでは追加議事日程を配付します。

〔追加議事日程配付〕

○議長（小田 貞利君） 追加日程第5、議会運営委員会補欠委員の選任についてを議題とします。

議会運営委員会は、委員会条例第4条の2第2項の規定により、委員の定数は6名と定められており、先ほど委員が1名欠員となりました。

選任の方法につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が会議に諮って指名することとなっておりますので、これより選任をしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小田 貞利君） 異議なしと認めます。それでは議会運営委員会の補欠委員に荒川政義議員を指名いたします。

荒川議員におかれましては、今後とも議会運営についてよろしくお願いいたします。

暫時休憩します。これより総務文教常任委員会、岩国基地関連対策特別委員会及び行政・病院事業改革特別委員会を招集いたします。

午前10時47分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（小田 貞利君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど開催された、総務文教常任委員会、岩国基地関連対策特別委員会及び行政・病院事業改革特別委員会において、総務文教常任委員会の正副委員長、岩国基地関連対策特別委員会及び行政・病院事業改革特別委員会の委員長が互選され、その結果が通知されておりますので、これより、事務局長に朗読させます。

○事務局長（大川 博君） それでは、総務文教常任委員会の正副委員長を報告いたします。委員長に栄本委員、副委員長に山根委員。

次に、岩国基地関連対策特別委員会の委員長に荒川委員。

行政・病院事業改革特別委員会の委員長に荒川委員。

以上でございます。

○議長（小田 貞利君） 委員長各位におかれましては、今後ともよろしく願いをいたします。

.....

○議長（小田 貞利君） 以上をもちまして、本臨時会に付議された案件の審議は、全て議了いたしました。

これにて、令和6年第1回周防大島町議会臨時会を閉会いたします。

○事務局長（大川 博君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時26分閉会

.....

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 荒川 政義

議 長 小田 貞利

副 議 長 久保 雅己

署名議員 山中 正樹

署名議員 栄本 忠嗣

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

議 長

副 議 長

署名議員

署名議員